

資料 3 (補足)

令和 2 年度

第 2 回森林環境保全基金運営委員会

～令和 3 年度 新規・拡充事業等概要資料～

高知県林業環境政策課

【令和3年度予算概算決定額 1,404 (1,353) 百万円】

<対策のポイント>

森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、**地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援**します。

<事業目標>

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割 [令和3年度まで]）
- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加

<事業の内容>

<事業イメージ>

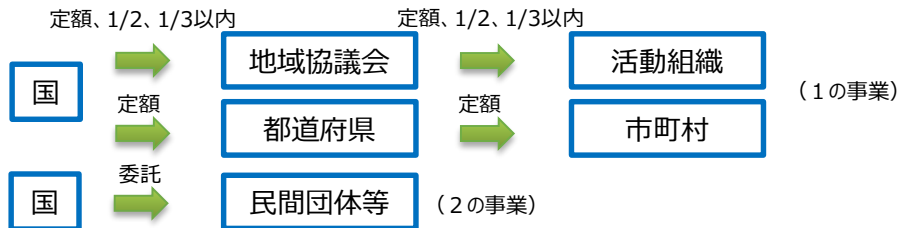
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,393 (1,344) 百万円

- ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する**活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援**します。
 - ② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、**路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）**を支援します。
- ※ **森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林を対象に支援**します。採択に当たっては**3年間の活動計画等**が必要です。
- ※ **地方公共団体の支援のある活動**や地域コミュニティの活性化を図るため**中山間地域における農地等の維持保全にも資する取組、有人国境離島地域で計画された活動等**を行う場合は、**優先的に支援**します。

2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 11 (9) 百万円

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- ② 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等を開催**します。

<事業の流れ>



森林・山村多面的機能発揮対策交付金

①メインメニュー

地域環境保全タイプ	森林資源利用タイプ
 <p>里山林景観を維持するための活動 最大12万円/ha</p>	 <p>侵入竹の伐採・除去活動 最大28.5万円/ha</p>
 <p>しいたけ原木などとして利用するための伐採活動 最大12万円/ha</p>	

地域協議会
都道府県・市町村

・活動組織への支援等

②サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）

サイドメニュー

- ・路網の補修・機能強化等を支援
- ・関係人口の創出・維持等の活動を支援
- ・機材及び資材の整備を支援

自ら設定する成果目標に基づき活動組織が事業の自己評価（モニタリング調査等）を実施

評価検証事業

- ・活動の成果の評価・検証（モニタリング調査の分析等を含む）
- ・地域協議会、活動組織を集めた報告・意見交換会等

【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課 (03-3502-0048)

令和3年度 森林保全シカ捕獲事業委託料について

2020.10.14

狩猟による年度別シカ捕獲実績

市 町	年度別捕獲実績(頭)					R1	H27~R1平均
	H27	H28	H29	H30	R1		
① 四万十市	1,482	1,040	941	1,263	816	1,108	
② 四万十町	842	717	633	1,108	615	783	
③ 大豊町	508	358	464	425	448	441	
④ 香美市	676	892	669	799	894	786	
⑤ 安芸市	382	372	399	442	588	437	
合 計	3,890	3,379	3,106	4,037	3,361	3,555	
全県に対する割合	52.7%	49.8%	50.3%	50.4%	50.2%	50.7%	
全 県	7,388	6,788	6,172	8,006	6,690	7,009	

5市町で
50%を捕獲

シカの狩猟期間(11月15日~3月31日:137日間)のうち、2月末まで(106日間:狩猟期間のおよそ70%)の捕獲
 $3,555頭 \times 70\% = 2,500頭$ について、高知県森林環境税を活用し、捕獲報償金を狩猟者に支払う委託契約を5市町と狩猟期までに締結する。

2月末以降の捕獲分や捕獲実績が委託契約分を超えた場合は、既存事業「シカ個体数調整事業費交付金」により処理する。

捕獲報償金に関する用件は既存事業と同じ。



シカ害による森林の持つ公益的機能(土砂流出防備・水源かん養など)の低下

- ① 四万十市
- ② 四万十町
- ③ 大豊町
- ④ 香美市
- ⑤ 安芸市

令和3年度 指定管理鳥獣捕獲等事業について

目的・背景(環境省)

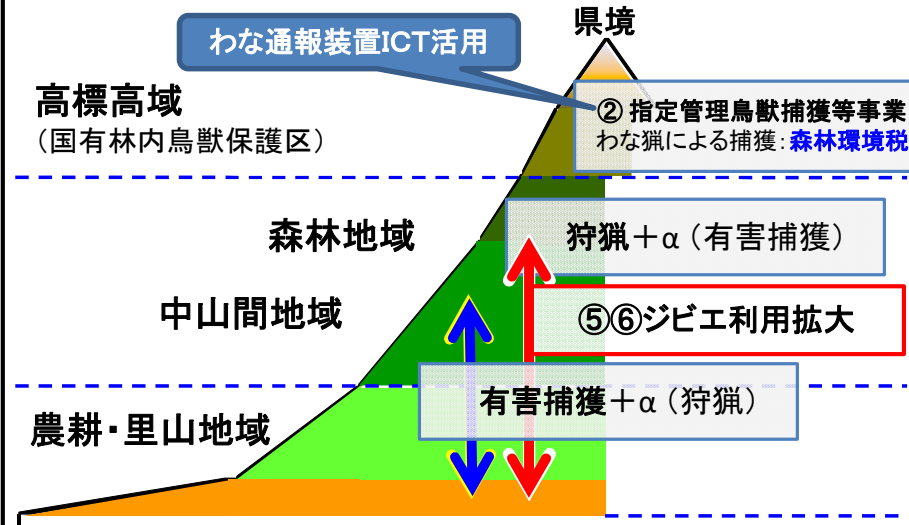
- ニホンジカ及びイノシシによる農林水産業被害及び自然生態系への影響が深刻化。
- 環境省と農林水産省は、2013年にニホンジカ・イノシシの個体数を10年後の2023年度までに半減させる「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を公表。捕獲数の大幅な拡大を図るため、鳥獣法の改正により創設した指定管理鳥獣捕獲等事業を交付金により支援。
- 今後、ニホンジカは半減目標の達成に向けて、なお一層の捕獲を行う必要があるほか、高密度地域が広範囲に及んでおり、更なる捕獲の強化が必要であることから、従来の都道府県毎の捕獲等の取り組みに加えて、複数の都道府県が参加する広域協議会を設置し、都道府県域を越えた広域的な調査や捕獲等を進め、シカの半減目標達成のための取組を促進する。
- また、近年特に狩猟者による捕獲数が伸び悩んでいることから、狩猟者による捕獲を緊急的に支援して、狩猟による集中的な捕獲を行うとともに、速やかに捕獲個体を加工処理場に運搬して、捕獲個体の利活用を促進する。

事業概要(高知県)

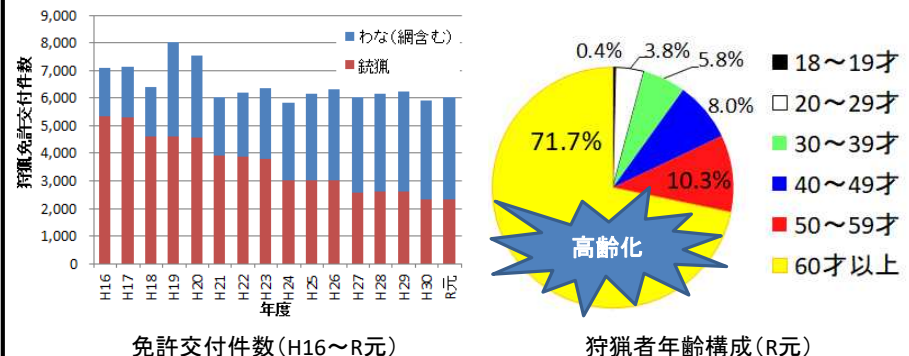
本県で実施する事業	事業内容
① 実施計画策定等事業 (指定管理鳥獣捕獲等事業計画策定調査委託料)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ②事業実施計画策定のための調査 ・ ②事業を評価するための事前・事後調査等 ・ 事業検討会の開催 (委託先: 専門機関等)
② 指定管理鳥獣捕獲等事業 (指定管理鳥獣捕獲等事業委託料)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林内鳥獣保護区でのわな猟によるシカ捕獲 (委託先: 認定鳥獣捕獲等事業者等)
③ 効果的捕獲促進事業	未実施
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	未実施
⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成 (ジビエ利用拡大狩猟者講習会委託料)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全・安心なジビエの流通を図るため、狩猟者を対象に捕獲方法や衛生管理等の講習会を実施 (委託先: 専門機関等)
⑥ ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援 (ジビエ利用拡大狩猟捕獲支援委託料)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟で捕獲したシカ・イノシシを指定した処理施設に持ち込んだ際の報償金の支払いや、残差の産業廃棄物としての処理費用を支援 (委託先: 処理加工施設)

(赤字)は県事業名

シカ捕獲事業の住み分け



高知県の現状



- ・ R元狩猟者(狩猟免許交付件数) → 5,994件(うち、わな猟 3,664件)
- ・ R元シカ捕獲数(狩猟+有害等) → 19,414頭(年間捕獲目標3万頭の65%)
- ・ R元狩猟によるシカ捕獲 6,690頭 → わな猟が87%(5,831頭)
- ・ シカのジビエへの利用率 → わずか2%程度

シカ個体数調査について

鳥獣対策課 (R2. 10. 27)

	令和3年度	令和2年度
予算	(入) 2,178 千円	(入) 17,000 千円
推計手法 (ベイズ推計)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2年度の糞塊法・糞粒法調査データを基にベイズ推計を実施 ● 2年度までの捕獲数等のデータを使用 ● 令和2年度末時点の生息数を推定 ※ 県内の市町村ごとの個体数推計(過去～未来)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2年度の糞塊法・糞粒法調査データ ● 元年度までの捕獲数等のデータを使用 ● 令和元年度末時点の生息数を推定 ※ 県内全域(ABC管理ユニット)の個体数推計(過去～未来) ※ 広い範囲の推計に便利
推計手法 (糞粒法)	/	<ul style="list-style-type: none"> ● 狭い範囲(1km²程度)のその時点の生息数・密度指標(頭/km²)を示す。 ● 地点数が多いことで、県内のシカ分布の範囲(広がり・その地点の密度)をみる事が可能(110地点)。
糞塊法調査	/	70ルート 元年度に使用した67ルートの再調査 高知県中央部で3ルート新設
糞粒法調査	/	110地点 26年度の調査地点を再調査 ※ ベイズ推計の精度向上に活用
管理計画への活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 年間捕獲目標を23,000頭へ変更 ● 第4期(H29年4月～R4年3月)の更新 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年1月 特定鳥獣管理計画検討会 ・ 令和3年2月 環境審議会(諮問) <div style="text-align: center;"> ↑ 関係省庁、市町村、隣県等との協議 パブリックコメント ↓ 意見集約(意見反映) </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年2月 環境審議会(答申) ・ 令和4年3月 公告 ・ 令和4年4月 施行(第5期) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現計画(年間捕獲目標3万頭)の見直し ● 第4期(H29年4月～R4年3月)の更新 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年1月 特定鳥獣管理計画検討会 ・ 令和3年2月 環境審議会(諮問) <div style="text-align: center;"> ↑ 関係省庁、市町村、隣県等との協議 パブリックコメント ↓ 意見集約(意見反映) </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年2月 環境審議会(答申) ・ 令和4年3月 公告 ・ 令和4年4月 施行(第5期) ※ 3年度に実施しては「環境審議会(答申)」に間に合わない。
令和2年度以降への活用	/	後年の糞塊法調査を省いて、2年度以降の捕獲数等のデータを加えて、再度ベイズ推計のみを実施(経費削減)することも可能。 (ただし、精度を考慮すると令和5年度あたりまで)

令和3年度希少野生植物食害防止対策事業

～絶滅危惧種をシカ等の食害から守るため～（平成20年から継続）

- ①全県的に希少野生植物の被害実態調査を実施し、次年度以降の防護柵候補地を計画。
- ②ニホンジカ等の食害被害による緊急性の高い植物に防護柵を設置。
- ③回復状況を確認するモニタリング調査を実施。

①調査

①希少種分布状況の把握

- 食害拡大地域把握
（現地聞き取り調査、シカ捕獲頭数など）
- 希少な野生植物の分布状況
（現地聞き取り調査、文献調査・標本データ、モニタリング結果）

②現地調査

希少野生植物の生育状況、食害被害状況確認
 ※カシガキクイムシによる被害が増加
 →生態系の変化により希少種に影響

③防護柵設置候補地の選定

対策が必要な種、優先順位、保護範囲決定

②防護柵設置

設置計画に基づき、保護が必要とされる植物生育エリアに防護柵を設置

R2計画

- ・四万十町大正佐川山
柵延長：120m
対象種：オウゴン
- ・室戸市佐喜浜
柵延長：80m
対象種：オウゴン



- ・室戸市室戸岬町（実験的に実施）
ツツジの寄生木にカシガキクイムシ
捕獲シート設置：15本程度
対象種：ツツジ

③モニタリング

昨年までに設置した防護柵の効果の把握

- ・現地モニタリング（26地点）
- ・植物個体群や防護柵の破損状況把握及び簡易な補修
（全48地点）



調査状況



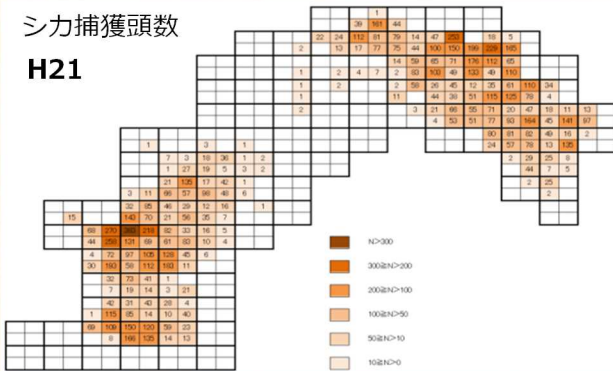
防護柵の補修等の状況

事業概要

- 石鎚山系は吉野川や仁淀川等の源流域にあたり、石鎚国定公園や笹ヶ峰自然環境保全地域など、保全すべき植生や動植物が生息する重要な山岳地域となっている。
- 当地域は県の西部地域や東部地域と比較して、これまでニホンジカによる食害被害が少ない地域だったが、他地域からのシカの侵入やそれに伴う食害の拡大が懸念されるようになった。
- 被害が深刻化している他地域の事例を参考に、石鎚山系の森林生物多様性の喪失を未然に防ぐために、具体的な保護計画（指針）の策定する。

シカ捕獲頭数

H21



H27



県中央部で増加傾向



剣山系では、2000年前後からシカが増え始め、10年程度で植生の壊滅的な被害、土砂流出・山腹崩壊等の被害が拡大



■ 業務内容

現状把握

- ・石鎚山系の地形、植生分布等環境条件、希少野生動植物の生息分布状況、シカの分布や食害等の状況、シカ対策の現状等
- ・シカによる食害が深刻化した他地域の状況に関する資料（環境条件、拡大経過、進行した原因等）
- ・現地踏査（既存情報を補うための調査）
- ・専門家、関係者へのヒアリング

分析

- ・対象範囲を地形、植生その他環境条件、希少野生動植物の分布状況により区域分け（ゾーニング）し、当区域内で特に保全すべき区域をピックアップする。
- ・シカの分布状況、食害状況、シカの侵入経路から今後の拡大予測（経過、範囲等）
- ・上記予測に対する対策の検討（環境条件、所有形態等も勘案）

保護計画の策定

- (1) 保護指針の策定
関係機関の役割を明確にした保護指針を策定する。
- (2) 保護計画の策定
今後の対策に係る計画案、モニタリングの体制や方法を策定する。

委員会の開催

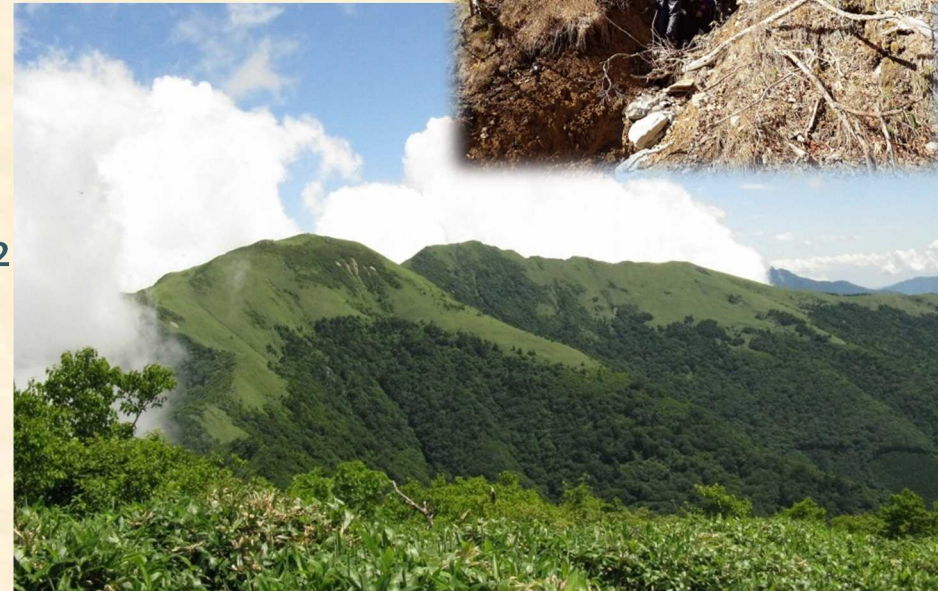
- (1) 計画策定方針、ヒアリング先、資料収集について
- (2) 保護計画のとりまとめについて
- (3) シンポジウムについて（準備中）

普及啓発支援

- ・普及啓発資料（パンフレット）の作成
- ・シンポジウムの開催
- ・報告書の作成

R2

R3



石鎚山系の森林生物多様性の喪失を未然に防ぐために、各者の役割を明確にした保護指針を策定

《新規》森林活用指導者育成事業

生涯学習課

事業概要

学校林をはじめとした森林等、豊かな自然環境を活用し、体験を中心とした森林環境教育を推進することのできる人材育成研修を行う。

現状・課題

- ◆学校林を保有する県内小中学校数71校(19市町村)中、学校林を活用している学校数18校(9市町村)にとどまっている。
- ◆利活用の進まない大きな理由として、人材難が挙げられている。
【教員が必ずしも森林の知識があるわけではない、間伐などの整備が知識・資金面で困難になった、協力できる地域の方がない。】
- ◆自然体験活動指導者のスキルアップの場や現在の教育活動方針を研修する機会が少ない。
- ◆新たに自然体験活動指導者を目指す人に対するの受け皿が少ない。

期待される効果

- ◆指導者が県内のそれぞれの地域で育成されることにより、地域人材を活用した森林活用活動が可能になり、地域連携による森林環境保全学習や体験活動が継続的に行われる。
- ◆学習指導要領(H29.3月小・中学校、H30.3月高等学校改訂)における環境に関わる内容の充実に寄与することができる。
【森林は、その育成や保護に従事している人々の様々な工夫と努力により国土の保全など重要な役割を果たしていることを理解すること。(小学・社会)】
【身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりするなどして遊ぶ活動を通して、遊びや遊びに使う物を工夫してつくることができ、その面白さや自然の不思議さに気付くとともに、みんなと楽しみながら遊びを創り出すとする。(小学・生活科)】
【自然体験やボランティア活動などの体験活動、地域の教材や学習環境を積極的に取り入れること等は引き続き重視すること(中学・総合的な学習の時間)】
- ◆地域学校協働活動の一環として、地域の人材が研修を受けることで、学校支援や地域活動の機会が創出され、学校を核とした地域づくりが推進される。

事業目標

- ・学校林等を活用した除間伐作業、動植物の観察、植林、木登りなどの野遊びが指導できる地域人材を100名以上育成する(R3~7年の5年間)
- ・学校林を活用する学校数を保有校数の50%まで増加させる。(R4~8年の5年間)
- ・育成した地域人材が、市町村や学校とのつながりを持ち、地域学校協働活動を推進することができる。

実施内容

学校教育活動や社会教育活動における、森林保全に関する知識・技能や体験活動を指導することのできるスキルを持つ地域人材を育成するための研修を開催

対象：地域学校協働活動参加者
 県内体験活動団体支援員
 青少年教育施設職員
 地域おこし協力隊、教員、一般等

研修で育成する力

- ・学校林等を活用した森林で行う体験活動を指導できる力
- ・活動する場所(森林)の環境整備ができる技能及び安全管理能力
- ・教育現場で児童生徒に求めている能力(主体的・対話的で深い学び等)を踏まえ、地域から学校を支援できる力

研修内容
 ・年間4日間程度
 ・森林研修センター、情報交流館等、既存の機関の研修も活用

すべての日程に参加された方を「高知県森林活用指導者」として認定及び登録(R3~)

人材バンクに登録いただくとともに、指導者の派遣要請があった場合、園・学校・団体へ派遣(R4以降)

地域学校協働活動として、地域の人材を活用した、森林環境保全学習や体験活動の推進が行われる。

《座学》(教育的な考え方、視点)：児童生徒等の特性を受け止めた指導や現在の教育の方向性を理解する。体験活動の効果や学校生活に反映される事象等を理解する。
 《技能》(チェーンソー、刈り払い機活用・危機管理・具体的な活動)：学校林等、活動場所の整備や伐採した木材を活用する際使用する機材を安全に扱う。体験活動を行う際に配慮すべきことの研修。除間伐や野遊び、木工、椎茸栽培等、バリエーションのある指導を可能にする研修。
 《現地視察・実習》森のようちえん等を実施している園や学校林等を活用している学校や団体に依頼し、実際行われている活動を視察し、可能ならば実習を行う。

コーディネート委託料（山の学習支援事業）について

令和2年度に作成するハンドブックを活用した山の学習支援事業の活用校の増加に向けた取組や、森林保全ボランティア活動の活性化に向けたボランティア団体の活動実態の調査等に係る業務を委託する。

ハンドブックを活用した山の学習支援事業活用の支援

- 山の学習支援事業の活用校増加に向け、山の学習支援事業のプログラム作成に活用できるハンドブックを作成。今後、具体的なプログラム作成が必要

課題

- ・ ハンドブックを送付するだけでは、新規の事業実施は望み薄のため、実施のための継続的な働きかけが必要
- ・ ハンドブックは、一般的なプログラムを例示しているものであり、各校の状況に合ったプログラム作成のための相談体制が不可欠

各市町村教育委員会や未実施校を訪問し、ハンドブックを活用した学習プログラムの検討を要請するとともに、学習プログラムの検討・作成に当たっては、各学校からの相談に応じる相談業務を行う。

プログラムの
検討依頼
アドバイス

教育委員会・学校

高知県森と緑の会

プログラム
作成の相談

山の学習支援事業活用校

H29	67校、5,982人
H30	56校、5,159人
R 1	67校、5,829人

森林保全ボランティア団体の活動実態等の調査

- 山の学習支援事業の活用校の増加に伴う活動の増加を支えるためには、ボランティア団体の活性化が不可欠

課題

- ・ 森林保全ボランティア団体・参加者の固定化・活動の停滞
- ・ 既存のボランティア団体の活動支援と新たな参加者の取り込みが必要

県全体のボランティア活動を活性化するため、現在のボランティアネットワーク参加団体に加え、森林・山村多面的機能発揮対策事業の活用団体も含めたネットワーク化を進めることを目指し、ボランティア団体を訪問し、活動や参加者の増加に向けた課題や要望の洗い出しを行うとともに、地域とボランティア団体をつなぐ取組ができないかを検討。

森林保全ボランティア活動回数

H29	18回、360人
H30	24回、275人
R 1	28回、396人

活動の
課題調査

高知県森と緑の会

ボランティア団体

地域と団体をつなぐ取組の
検討

地域

令和3年度に実施する森林環境税の延長の検討に向けた取組

現在の森林環境税の課税期間が令和4年度で満了することから、課税期間の延長の可否について検討が必要となるが、その際の参考資料とするため、県民からの意見を聞く取組を令和3年度に実施する。

①座談会

●趣旨・概要

森林環境税を活用した取組などを説明し、参加者に理解を深めていただくとともに、延長についての意見を聞くため開催
4回の開催を想定（8～9月）

案1 地域別に4会場を実施 ⇒ 地域別の課題・要望の吸い上げ
中部（高知市） 東部（安芸市） 西部（四万十町）
嶺北地域（土佐町）の4ブロック

案2 来場者のターゲットを絞って実施
⇒ 各団体・事業ごとの課題・要望の吸い上げ
教育関係者、ボランティア団体、移住・観光関係者等

●当日プログラム

- 1 森林環境税についての説明（30分）
- 2 県民代表の意見発表・意見交換（90分）

②シンポジウム

●趣旨・概要

森林の将来や税の意義などを考える機会を提供するとともに、座談会で発表された意見を紹介し、今後の森林環境税のあり方や用途について参加者に検討してもらい、意見を集約
11月頃、高知市内で開催を想定（100～150人程度）

●当日プログラム

- 1 基調講演（50分）
- 2 パネルディスカッション（105分）

①～④を令和4年度に設置予定の森林環境税検討PTの資料として活用

①～③について、森林環境税座談会等実施委託料により実施
④については、広報広聴課の県民世論調査で実施

③企業アンケート

●趣旨・概要

県内の2,000法人を対象に、森林環境税の使い道や負担額などについてアンケート調査を実施
10月頃に発送し、12月に取りまとめを予定

④県民世論調査

●趣旨・概要

広報広聴課で実施する県民世論調査により、県民の意見を調査
例年3,000人に対し、8月に実施し、10月に中間報告

前回（H28）の実施内容

①座談会（6回開催）

8/7（日） 四万十市 17人
8/20（土） 土佐町 37人
9/4（日） 高知市 34人
9/10（土） 須崎市 12人
9/17（土） いの町 26人
10/1（土） 田野町 17人
総参加者数 143人

②シンポジウム

11/26（土） 高知追手前高校芸術ホール
参加者数 82人

③企業アンケート

回答数 488法人（2,000法人中）
回答率 24.4%

④県民世論調査

回答数 1,563人（3,000人中）
回答率 52.1%

【参考】令和4年度の検討スケジュール概要（予定）

4月 PT設置
5～6月 検討作業
7月 報告書（案）作成
8月 パブリックコメント実施

最終報告書の公表、9月議会で委員会報告を行い、12月議会で県税条例改正議案を提出

基金運営委員会でも報告・審議・検討を行い、意見を反映

※「赤枠囲み」が森林環境税を活用する事業

1. 施業を集約化し、間伐等を行う場合の補助事業

■造林事業(国庫補助等) 下表以外の作業種…再造林、鳥獣害防止施設、下刈、森林作業道など

区分	作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
森林環境保全直接支援事業	除伐	11~25年生(除伐)	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地	30% ※保育間伐Dは25%	下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①森林経営計画の認定を受けた者。 ②特措法に基づく特定間伐促進計画の事業主体に位置付けられた者。 ※施業実施前に「事前計画書」の提出に努めること。	68%
	間伐(保育)	保育間伐A 11~35年生 保育間伐B 36年生~ 保育間伐D 31~60年生	不用木の除去、不良木の淘汰 ※保育間伐Bは、伐採木の平均胸高直径が18cm未満	0.1ha以上/施行地			
	間伐(搬出)	11~60年生 ※森林経営計画に基づく場合は標準伐期齢の2倍以下の林齢	間伐及び伐倒木の搬出集積	0.1ha以上/施行地			
	更新伐	31~90年生	伐倒及び伐倒木の搬出集積、植生の更新(天然更新を含む)	①森林経営計画に基づく場合 森林経営計画ごとに間伐・更新伐の施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ /ha以上 ②特定間伐等促進計画に基づく場合 集約化実施計画ごとに間伐・更新伐のそれぞれにおいて施行地面積の合計が5ha以上で平均搬出材積が10m ³ /ha以上			
環境林整備事業	間伐(保育)	保育間伐C 11~60年生	不用木の除去、不良木の淘汰	0.1ha以上/施行地		下記の①、②のいずれかに該当していること。 ①市町村 ②森林整備法人、森林組合、森林法施行令第11条に定める特定非営利活動法人等(地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)	72%(保安林又は市町村森林整備計画に規定する公益的機能が低い森林)又は県が定めた標準単価の36%(その他)

■みどりの環境整備支援交付金(県補助) 造林事業への嵩上げ(造林事業と合計で概ね90%相当)

作業種	対象林齢	事業内容	補助要件等	補助率
除伐	11~25年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(除伐))への嵩上げ	造林事業で採択された除伐及び保育間伐(A・B・C・D)とする。	定額 35,000円/ha
間伐(保育)	11~35年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐A))への嵩上げ		定額 35,000円/ha
	11~45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐B))への嵩上げ		定額 30,000円/ha
	31~45年生	造林事業(森林環境保全直接支援事業(保育間伐D))への嵩上げ		定額 20,000円/ha (林内整理ありの場合は32,000円)
	11~45年生	造林事業(環境林整備事業(保育間伐C))への嵩上げ		定額 23,000円/ha

■木材安定供給推進事業(国庫補助) 下表以外の作業種…資源高度利用型施業(一貫作業、鳥獣害防止施設等)、林業専用道(規格相当)、森林作業道など

作業種	対象林齢	事業内容	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐(搬出)	林齢制限なし	不用木の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒・造材・集材搬出集積、積込・原木仕分け費	0.1ha以上/施行地	30%	【体質強化】 ①体質強化計画に明記された「原木供給計画参画事業実施主体」のうち市町村、森林整備法人等及び選定経営体。 ②同一林班又は区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること。 【成長産業化】 ①市町村、森林整備法人等及び選定経営体。 ②同一林班又は区域内に森林経営計画が作成されている場合は、翌年度末までに本事業での施行箇所を経営計画対象森林とするよう努めること。 ③生産基盤強化区域内(除伐・保育間伐は、生産基盤強化区域及びこれに準ずる区域)で実施すること。	定額 350,000円/ha+間接費+搬出材積に応じて76,000円/ha~152,000円/haを加算 〔搬出材積:50m ³ /ha未満 350,000円/ha+間接費以内 搬出材積:50~70m ³ /ha未満 (350,000円/ha+間接費)+76,000円/ha以内 搬出材積:70m ³ /ha以上 (350,000円/ha+間接費)+152,000円/ha以内〕
除伐	11~25年生	不用木の除去、不良木の淘汰				定額 151,000円/ha+間接費以内
間伐(保育)	26~60年生	不用木の除去、不良木の淘汰		25%		定額 141,000円/ha+間接費以内

2. 自分で自分の山を手入れをする場合の補助事業(自伐林家等を含む。)

■緊急間伐総合支援事業(県補助) 下表以外に路網整備(500~1,500円/m)

作業種	対象林齢	事業名	事業規模	間伐率	補助要件等	補助率
間伐(保育)	11~60年生	公益林保全整備事業	0.1ha以上/施行地	30%	保安林又は市町村森林整備計画に規定する公益的機能が低い森林で集約化が困難な森林。	定額 80,000円/ha
間伐(搬出)	31~60年生	森林整備支援事業	0.1ha以上/施行地	30%	国庫補助の対象とならない森林。 ※20%の間伐は、高知県小規模林業推進協議会の会員に限定	定額 183,000円/ha
				20%		定額 122,000円/ha

3. 再造林及び被害防護施設等に対する支援制度

■森林資源再生支援事業(県補助) 造林事業、木材安定供給推進事業への嵩上げ(造林事業等と合計で概ね90%相当)、林地残材等の運搬に要する経費への支援など

作業種	補助要件等	補助率
再造林 シカ被害防護施設 下刈り(隔年)	造林事業及び木材安定供給推進事業で採択された人工造林及び附帯施設等整備(鳥獣害防止施設等整備)、下刈り(隔年)とする。 ただし、シカ被害防護施設については、再造林と一体的に実施するものとする。	コンテナ苗による再造林: 県が定めた標準単価の27%以内(補助率68%の場合は合わせて95%) 上記以外の作業種: 県が定めた標準単価の22%以内(補助率68%の場合は合わせて90%)
再造林の推進(林地残材等搬出)	再造林を行う皆伐施業地から発生する林地残材等(C材又はD材)を有効利用するために必要な山土場から利用施設までの運搬	定額 600円/m ³ (チップ等端材)

上記は、国及び県の補助事業です。市町村によっては、独自の嵩上げなどを行っている場合がありますのでご確認ください。
また、事業を実施した場合には、転用制限期間(5年又は10年)がありますので、山林を開発、転売、皆伐などを計画する場合は、必ず下記のお問い合わせ先へ連絡してください。

— お問い合わせ先 —
高知県林業振興・環境部 木材増産推進課(造林・間伐担当) 088-821-4602、安芸林業事務所 0887-34-1181、中央東林業事務所 0887-53-0657、
嶺北林業振興事務所 0887-82-0162、中央西林業事務所 088-893-3612、須崎林業事務所 0889-42-2371、幡多林業事務所 0880-35-5977、
もしくは、お近くの市町村、森林組合までお問い合わせください。



環境林整備事業、みどりの環境整備支援交付金、公益林保全整備事業には、県民の皆さまから預かりました森林環境税が活用されています。